

## 第5号 報告事項

# 令和8年度 事業計画及び収支予算について

## 令和8年度事業計画

### (1) 基本方針

水環境保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽法定検査の効率的な推進に努めるとともに、山形県、市町村及び関係機関と連携を図り、浄化槽設置者に対する適正な管理知識の普及啓発を推進し、浄化槽法定検査の受検率の向上に努める。

### (2) 事業計画

#### 1) 浄化槽法定検査の推進

##### ① 浄化槽法定検査実施計画

7条検査 200基、11条検査 33,800基 合計 34,000基とする。

##### ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。

また、中規模以上浄化槽の未受検者に対し、県とともに受検啓発を行う。

##### ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員を派遣する。また、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習に職員を派遣し、検査員の労働安全衛生の向上に努める。

#### 2) 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

##### ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会及び一般廃棄物セミナーを開催する。

##### ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」について推進する。

##### ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。

また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を対象者へ無料で配付する。

##### ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。

##### ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について、「山形県浄化槽管理士に対する研修会」を県と連携協力しながら開催する。

#### 3) 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

##### ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。

##### ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。

##### ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。

##### ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。

アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4) 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い、業務委託を進める。

5) 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6) 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

7) 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。

8) 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9) 収益事業の推進

- ① 浄化槽法改正を見据え、浄化槽保守点検・清掃業者の維持管理結果を行政庁に電子報告できるシステムを検討会で開発するとともに、維持管理業者へシステム提供及び支援を行っていく。  
また、維持管理業者に対し、システムの必要性や利便性を啓発するため研修会を開催する。このシステムと並行して、市町村から委託を受けている「市町村浄化槽台帳システム」について、維持管理業者からの電子報告を受け取り、反映できるようシステム改修を検討する。
- ② 新規事業として、令和8年度から県内の自動捕捉式はかりの検定業務を協会で実施する体制を整え収益増を目指す。

10) その他活動

- ① 当協会の組織強化のため、会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するとともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。